

教師用手引き

＜想定される授業＞

本書は、「多言語社会」、「多言語政策」、「多言語・多文化共生」、「日本語政策」、「国語政策」、「外国人とのコミュニケーション」、「社会言語学」、「福祉言語学」、「対照言語学」、「日本語教育」、「未来共生」などの科目名の授業で教科書、もしくは参考書として用いることができます。授業の形態は、ゼミ形式の授業から、多人数の受講生からなる講義まで、いろいろな授業で使えると思います。

＜本書の構成とその特色＞

本書の構成は、全体として多言語化にかかわるおもなテーマを13の章にしぼり、そのあとに各章と関連の深い言語コミュニティ篇と関連トピック篇をつけました。

第1章から第4章では、多言語化・多言語社会、少数言語についての基本概念を解説し、言語政策について、国語政策と多言語政策の二つの観点から論じています。これらの章では、「多言語社会」に関連する事項や用語の解説が中心になりますので、あらかじめそれぞれの章に係る用語などに関する課題を与えて、理解できた部分と理解できなかった部分を明らかにしておくような方法が考えられます。

第5章から第7章では、言語政策や言語支援の一環として実施される、多言語サービス・多言語支援、移民の母語教育と日本語教育をあつかっています。第8章では人びとの多言語能力とそれを支える外国語産業について、第9章と第10章では、多言語状況のなかで展開する言語どうしの接触のかたち、移民コミュニティによる出版活動について論じています。これらの章では、具体的な日本の多言語状況のいくつかの側面を取り扱っていますので、フィールド・ワークや簡単な調査などをおして発見的に、これまで気づけなかった日本の多言語状況やその問題を把握することができます。たとえば、役所や駅、デパートや商店街で、どんな多言語支援もしくは多言語サービスがなされているかを観察し、それが誰のためのものであるかを調べてみたり、留学生に彼らの母語を尋ね、日本語をどのようにして学んだか、あるいは何故日本に留学したのか、どんなメディアをつかっているかなどをインタビューしてみることもできるでしょう。

最後の第11章から13章では、多言語化と深くかかわっている言語意識や言語使用に関して、少数派を考慮した表現方法、無意識的な言語行動、言語差別の問題から考察します。これらの章では、とくに日常生活で聞いたことはあるけれども、その意味を聞かれるとよくわからないような表現について議論したり、外国人とのコミュニケーションや言語差別についてそれぞれの経験について語り合ったりするようなことができると思います。

<各章のポイント>

1. 多言語社会のとらえかた— いくつかの視点：多言語社会がいかなるものであるかを、二つの典型的な多言語状況から解説し、多言語能力、多言語政策、多言語主義、そして意識における多言語性といったテーマを取り上げる。
2. 言語マイノリティー地域少数言語を中心に：主としてヨーロッパにおける少数言語の歴史、そして、少数派擁護、危機言語復興への取り組みを取り上げる。
3. 国語と日本語政策：日本におけるマジョリティのことばである日本語の問題のうち、特に国語と日本語の違い、多様性のとりこみ方、そして日本語政策などが議論される。
4. 多言語政策— 複数言語の共存は可能か：言語政策と多言語政策の違い、ヨーロッパにおける多言語政策の歴史、移民言語による多言語状況の出現、そして多言語政策の見取り図などの解説をおこなう。
5. 多言語サービス・多言語支援：多言語サービスと多言語支援の形態が分類され、多言語表示や多言語相談などの具体例が示される。
6. 移民の母語教育：母語とは何か、母語教育とは何かというやや抽象的・理論的な問題から、母語教育の実践例を通して見えてくる具体的な問題を明らかにする。
7. 日本語教育：日本語学習者の数や動機、日本語教育の歴史、「生活者としての外国人」のための日本語教育、年少者のための日本語教育、さらには日本語教育と母語教育、外国語教育との関連性について説明がなされる。
8. 多言語能力と外国語産業：英語のみならず英語以外の言語の需要が増えつつある日本でどのような言語の能力が必要とされているのかについて、外国語産業の現状をも踏まえながら述べられる。
9. 言語接触と言語混交：豊富な具体例とともに、フォリナー・トーク、中間言語、コード切り替え、借用語、ピジン、クレオール、混合言語といった専門用語の説明がなされる。
10. エスニック・メディア—移民の言語活動とメディア：エスニック・メディアの定義ののち、その形態や機能の説明がなされ、具体的なメディアが紹介される。
11. 言語福祉という視点—情報弱者を生まないために：「外来語の氾濫」をどう見るか、という問題から言語福祉の必要性について触れ、情報弱者を生まないことが大切であることを説いたのち、具体的な対応策の実践例を示す。
12. 言語意識とコミュニケーション：外国人とのコミュニケーションにおいて、日本語の母語話者が無意識的に行っている行動を反省し、どのような言語意識がそこで働いているのかを考察する。
13. 言語差別とは何か：まず差別とは何かという問題を、抽象的にではなく、できるだけ具体的に考え、そこで言語がどのような役割を担っているかを考察する。

以下では、各章を簡単にまとめ、いくつかの課題を示してみました。参考にしていただけたら幸いです。

<各章の概要と課題例>

1.多言語社会のとらえかた— いくつかの視点

1.1. 多言語社会とは何か

なぜ今、多言語社会をとりあげるのか。20年、10年前の状況と比較して今日の特異性に注目し、多言語性を考察するための「多言語状況」「多言語能力・多言語使用」「多言語主義・多言語政策」「意識上の多言語性」という4つの視点を提示する。多言語社会とは単に「多くのことばが存在する」ことだけではないということを論じる。

1.2. 多言語状況

二つの多言語状況とは、地域別に異なる言語が使用されるような多言語状況、そして、ある特定の地域に重層的に異なる言語が使用される状況を指す。複数ある言語のうち、主流派言語のみに存在を認めるのか、あるいはそれ以外の少数言語にも共存させるのが多言語状況の政治である。通常は単一言語状況が国家にとって負担はすくないと考えられてきたが、多言語状況が一つの資産であるという考え方もみられる。

1.3. 多言語能力・多言語使用からみた多言語性

「ことばができる」という側面から多言語性をとらえ、社会の多言語能力・個人の多言語能力の差異について論じる。社会の多言語状況は必ずしも個人の多言語能力を意味しない。今日、個人の多言語能力を評価し、それを社会の資産としても活用しようとする傾向が存在する。たとえばEUでは母語に加え、二つの他のEUの言語を習得することが勧められている。

1.4. 多言語主義・多言語政策

多言語状況は、それを容認する立場から奨励する立場までさまざまであるが、主として19世紀のヨーロッパにおける地域的な少数言語の処遇のための方策として出発した。それ以降のあらたな多言語主義はとりもなおさず、「移民」によってもたらされた多言語の状況である。多言語主義の諸相では、多言語主義が今日国家の存在や政治になげかける新たな課題について論じる。

1.5. 意識上の多言語性

単一言語社会という幻想、単一言語主義がはぐくんできた、ことばに関するさまざまな言動から日本人の閉ざされた言語意識、壁としての言語意識を考察する。外から観察できない意識の壁を突きくずすことが多言語化の究極ではないかと問う。

1.6. 日本の多言語性をあらためて考える

以上のような視点から今日の日本の多言語性と今後の方向性について問う糸口をしめす。

課題：学生と議論するためのテーマ

- ・ 日常、あなたの周囲でどのようなことばに触れることができますか。
- ・ 単一言語思想の弊害とは何でしょうか、あるいはその長所・利点とは何でしょうか。
- ・ 二つの多言語状況があるというが、日本はどちらか。
- ・ もしもアジアにEUのようなものがあり、二つことばを学ぶなら、何語をえらびますか。理由は？
- ・ 理想の多言語社会とは？

2.言語マイノリティー地域少数言語を中心に

2.1. 少数派、少数派言語の考え方

まず、少数派という概念が多数派の相対的な概念であるということ、そしてそれと同様に少数派言語というのが多数派言語の相対的な概念であるということが確認される。現時点で共時的に見れば、少数派と多数派に分かれているとしても、歴史的に見ればそもそもすべての言語が community language であり、それが歴史的な変遷によって、あるものは多数派になり、あるものは少数派になったに過ぎない。移民言語が少数言語かどうかという問題は議論の別れるところであるが、その話者数からいうと無視できない存在である。

2.2. 少数言語擁護のとりくみ

欧州の多言語主義に関しては、ヨーロッパには多言語に対する伝統があり、EC も EU も多言語主義であった。また、文化遺産としての少数言語という考え方は少数言語の擁護のための戦略である。国連・ユネスコでの取り組みにおいては、人権や文化的権利といった観点から少数言語が保護されていることが紹介される。

2.3. 危機言語・先住民言語復興への取り組み

さらに、言語学者による取り組みとしてフィッシュマンの「逆行的言語シフト」が紹介される。すなわち、⑧言語の再構築と成人の学習。⑦共同体の年配世代を中心とした、主に文化的活動での使用。⑥ 家庭・家族・近隣住民による世代を超える使用。⑤ 成人・青少年を対象とした読み書き教育。④b 当該の危機言語を教授言語とする教育を数科目含む、危機言語のための公立学校。④a 義務教育の場で、危機言語を教授言語として運営、事務手続きをこの言語で行う。③ 地元ばかりでなく、県や省レベルで危機言語を母語としない人たちを含め、職場で用いる。②地元、県・省のマスメディア、国の行政での使用。① 国レベルで、教育、職場、マスメディア、行政で用いられる、というものである。

2.4. 文化的多様性と無形文化遺産

21世紀のキーワードとして多様性・多元性があげられ、多言語主義の宣言ともとらえられる、もとユネスコ事務局長の松浦晃一郎氏のことばが紹介される。

2.5. 日本での取り組み

少数言語の保護という観点から、日本での言語復興運動の取り組みの例として、アイヌ語、琉球諸語、方言運動、その他の言語に対する活動が紹介される。

2.6. おわりに

課題：

- ・ 少数派と多数派が相対的だ、というのを具体的に考えてみると、どのように言えるか。
- ・ 国語・国家語・公用語・標準語・共通語が多数派だというのが、それぞれの違いは何か。
- ・ ヨーロッパにおける国語の形成に重要な役割をはたしたのは、どんなことだったか。

3. 国語と日本語政策

3.1. 国語ということば

「日本語と国語がどちらがうのか」という問題提起をした後に、国語は制度であり、象徴であるというテーゼを打ち出す。制度としての国語では、国家が国家であるためには、法律を書くための言語、軍隊を動かすための言語、そして教育を行うために用いられる言語が必要である。そのような言語が国語である。国家を成り立たせ、その制度を司る役割を果たす言語が国語である、という。さらに、言語には、歴史や伝統や文化を担い、国民統合の象徴としての役割を果たす側面があり、それが象徴としての国語である。

3.2. 国語と国家と政策と一國語調査委員会

日本の場合、19世紀末になってようやくその形が形成された。つまり、ヨーロッパに比べると、にわか作りのようなものであった。その背景には、その当時は「国語」のみならず、近代国家の形もできていなかったため、国家の近代化を推し進めるために、言文一致運動や共通語の役割をにないつつ国民統合の制度と象徴たる「国語」が急ピッチで作られたことが説明される。

3.3. 国語政策と方言、そして多言語性

多様性のとりこみ方というのは、方言の多様性のとりこみ方であり、それが「排除」と「包摂」によってなされたという見解が述べられる。1900年前後、1930年代、1945年以降、1980年、そして2000年代からという、国家制度のあり方の変化があったときに、それを反映する形で方言に関する言説が変化していることが示される。社会変動とことばへの関心では社会変動とことばに関する議論との関係について指摘したのが平井昌夫であったということが触れられ、国語のあり方について議論が集中するため、異言語への関心が薄れていってしまったことが記される。

3.4. 日本語政策

これら国語政策によって見えなくされてきた多言語性があることが「国語対外政策から対内政策へ」で指摘され、「多文化共生」という幻想では、ことばとしては流行となった「多文化共生」ではあるが、いまだにその政策主体が存在しない点が批判される。おなじく、やさしい日本語についても、頻繁に語られているが、多言語性に対するまなざしを鈍らせるような部分があると述べる。

3.5. 多言語へのまなざし

課題

- ・ 国語と日本語はどちらがうか。
- ・ 国語は国家にとって必要なものか、それはどうしてか。
- ・ 日本では多文化共生ができていると思うか。
- ・ やさしい日本語は必要か。

4. 多言語政策

— 複数言語の共存は可能か

4.1. 多言語政策とは何か

言語政策の定義の後、多言語政策がいかなるものであるかを明らかにして、1章でも触れられた、二つの多言語状況をそれぞれ出発点とする基本的に異なる二つの多言語政策が存在することを指摘する。

4.2. 多言語政策の歴史—地域的少数言語にむけての多言語政策

ヨーロッパ近代の歴史的背景の中で、19世紀以降、国民国家とともに国語の誕生が潮流として見られる一方、各地で国語になれず取り残された言語が「少数言語」の誕生につながっていく。ソ連など多民族国家や有力な少数言語を取り込むことになった国家では、地域を限定することでそれらを承認・保護する地域的（属地的）多言語政策が展開される。ヨーロッパではこうして、バスク語やカタルーニャ語などが国家的少数言語として自立性を獲得してきた。

4.3. もう一つの多言語政策—非地域的少数言語

地域的（属地的）多言語政策に対し、個人の母語への権利を保護しようとする「属人的」な文化自治の思想が生まれた。また、「移民言語の登場—非土着言語として」では、外国人労働者や難民の増加とともに、移民言語が非土着語による多層的多言語状況をもたらし、新たな多言語政策が模索されはじめる。

4.4. 多言語政策の見取り図

移民の言語を対象とする多言語政策の特徴を述べる。各国では、移民言語の地位に関する規定がほとんど存在しない、主流言語の教育には積極的であっても、移民の母語教育に関してはおしなべて消極的である、という現実がある一方、国家理念と抵触することの少ない、司法・警察、行政や住民サービスにおける言語政策は個別に進展する例が多くみられる。

4.5. 移民言語を対象とする多言語政策の課題。

社会的に存在感の増しつつ移民言語であるが、それらへの積極的な支援政策は、公共性とのバランス、移民の社会統合との相反関係、主流派言語話者の同意の獲得などで解決すべき課題も少なくない。

課題：

- ・ 本章での言語政策の定義を他の書物の定義と比べてみよう。
- ・ 言語のうち、あるものは国語になり、国語になれなかったものは少数言語になる、という。では、少数言語としても認められなかった言語はないのであろうか。
- ・ 言語の地位は、だれがどのようにして決めるものだと思うか。
- ・ 属地的多言語政策と属人的多言語政策の違いはどのようなものか。
- ・ 移民の言語は、属地的な政策と属人的な政策のどちらの政策によってなされるのがふさわしいか。
- ・ 本書の14章「言語コミュニティ」を参考にして、どれか特定の移民言語を対象として実施されている言語政策を調べてみよう。

5.多言語サービス・多言語支援

5.1. 言語政策としての多言語サービス・多言語支援

まず、政府の姿勢と問題では、政府によって開催された連絡会議などを振り返りつつ、日本政府に対する批判的な見解が記される。また、総務省が提示した『多文化共生の推進に関する研究会報告書』が取り上げられ、そこでの問題が政府の姿勢にあることなどが指摘される。その後、多言語サービスに関係する問題の整理がなされる。つまり、国家が移民を人間としてではなく、労働力としてしかとらえず、主体的に問題に取り組みず、地方自治体に問題を丸投げし、独自の機関をつくる努力はしていないという問題点を明らかにする。

5.2. 必要からはじまった多言語サービス・多言語支援

多言語サービスや多言語支援は、1980年代からあったものの、1995年におこった阪神淡路大震災からクローズアップされた。その当時、日本語が不自由な人びとへは行政サービスや生活情報は十分に届かず、窓口での対応にも遅れが生じていたが、現場での努力やNGOなどにより多言語サービスや支援が草の根的に展開された。

5.3. 多言語サービスと多言語支援

ここでは、多言語サービスと多言語支援が分類されて提示され、以下ではその分類にそって、具体的な記述がなされる。

5.4. 多言語サービスの形態

多言語サービスの形態について、多言語表示・案内、多言語文書、多言語広報メディア、図書館における多言語サービスなどにわけ、具体例が示される。

5.5. 多言語支援の形態

さまざまな支援の形態について、多言語を用いた窓口対応、多言語通訳・翻訳（医療・生活）、多言語相談、図書館における多言語サービスなどにわけ、具体例や課題が示される。

5.6. 多言語サービス・多言語支援の課題

多言語サービス・多言語支援は移民に限らず、すべての人にとって必要なものであり、行政だけでなく、企業や民間などでの、幅広い取り組みが必要であることが述べられる。

課題：

- ・ 近くの役所や国際交流協会に行き、多言語で書かれたものをもらってこよう。
- ・ 自分のわかる言語で、日本語がどう訳されているか比べてみよう。
- ・ 多言語サービスを必要とする人に届けるにはどうすればいいか、考えてみよう。
- ・ 日常生活の場や商店街や観光地などで、多言語表示の例を探してみよう。

6. 移民の母語教育

6.1. 母語とは？

「母語とは何か」という問題提起からはじまり、母語の定義がなされる。ここでは、スクトナブ・カンガスによる基準例をもとにして考える。すなわち、出自、運用能力、機能、そしてアイデンティティといった基準である。これらを援用することによって、柔軟に母語をとらえることが可能となる。特に、本章では母語を通してアイデンティティが形成されることの重要性が示唆される。母語と類似した用語として、国のことばとしての母国語、最初に獲得した言語としての第一言語、親のことばでありながら子どもはきちんと使えない継承語などの用語が取り上げられ、簡潔に説明される。

6.2. 母語教育

現在、日本には日本語を母語としない人が28500人いることが確認され、母語教育の理念として、いくつかの異なる目標があり得ることが記される。すなわち、

- ① 言語能力や文化を保持する。
- ② 言語や文化の学習を通して、その集団への帰属意識を持たせる。
- ③ 言語や文化を子どもたちに継承する。
- ④ 言語や文化を通して親子間のコミュニケーションを維持する。
- ⑤ 母語の能力を高めることにより、第二言語の学習へプラスの転換を図る。
- ⑥ 国際社会に貢献できる社会的、個人的「資産」として、言語をとらえる。

などである。

また、「母語教育の形態と実践例」が、a. 小中高校などの公教育の場、b. 民族学校、c. 地域コミュニティ d. NPO、NGO、国際交流協会など、に区別して記述される。

6.3. 母語教育の課題—これからの母語教育

以上の実践例を通して、日本における母語教育の課題についてまとめる。

課題：

- ・ 母語とは何ですか。
- ・ あなたの母語は何ですか。
- ・ 母語と国語は同じですか。
- ・ もし違うとしたら、どのように違うのでしょうか。
- ・ 日本に住む外国人にとって、母語教育は必要だと思いませんか。
- ・ 日本人も、彼らの母語を学ぶべきだと思いませんか。
- ・ 母語教育が担う個人的および社会的意義とは、どんなことだと思いませんか。

7.日本語教育

7.1. 国語教育と日本語教育

まず、国語教育と日本語教育の違いについての説明がある。つづいて、海外と国内での日本語教育のあり方とその現状が簡単に示され、日本語学習の動機などが紹介される。学習の目的で最も多いのは「日本語そのものへの興味」で58.1%、次いで「コミュニケーション」(55.1%)、「マンガ・アニメ等に関する知識」(50.6%)である。

7.2. 日本語教育の歴史

学ぶ側が主体となって日本語教育がなされたのは16世紀の宣教師たちであったが、教える側が主体となっておこなった日本語教育は1895年の日清戦争以降、植民地となった台湾で始まった、ということ、さらには、朝鮮半島やフィリピンなどでもおこなわれていたが、その当時は歴然たる差別とともに日本語教育がなされていた。一方、国内では日清戦争直後の清国からの留学生の来日を契機として、留学生が来日するようになり、今日に及んでいること、戦後はまず主として技術研修生、外交官、ビジネスマン、宣教師などが、その後、難民、中国帰国者、移民、技能実習生などの日本語学習者が多くなってきたことが説明される。

最後に、日本語の海外普及には単に親日派、知日派を増やすだけではなく、世界の人々に多言語の一つとしての日本語を提供して、多様なものの見方を可能にする機会を与えるという意味がある。

7.3. 「生活者としての外国人」に対する日本語教育

1970年以降、インドシナ難民や中国帰国者が増え、また1990年の入管法の改正によって南米諸国を中心とした移民が増えたことによって、彼らを対象とした日本語教育が必要になってきた経緯を取り上げる。彼ら「生活者としての外国人」は、大学で学習するための日本語ではなく、日本で暮らし、仕事をするための日本語を求めている。しかし、そのような日本語を教育する体制はまだ整っておらず、専門家や地域日本語教育コーディネータの養成、教材やカリキュラムの開発を進めると同時に、地方自治体や政府に政策を提言していく必要もあることが述べられる。

7.4. 年少者のための日本語教育

「生活者としての外国人」とともに、その子どもたち、年少者に対する日本語教育が注目を集めている。年少者の言語教育が問題になるのは、言語が子どもの思考を育てるのに欠くことができないからであり、言語は伝達だけではなく、認知や思考の手段としても重要な役割を果たすということが確認され、カミンズらによって提唱された「生活言語」と「学習言語」の差異についての説明がなされる。また、文部科学省の加配措置、日本語がわからない子どもに対する初期指導、教科との連携など、まだ「外国につながる子どもたち」に対する教育の体制が不十分であることが述べられる。

7.5. 日本語教育、母語教育、外国語教育

日本語教育では、単にこちらから教えるという態度ばかりではなく、こちらも教えてもらう態度をとることが大切であると指摘する。日本語教育についての議論は日本語教育にとどまらず、母語・継承語教育や外国語教育や国際理解教育とも関連しているという主張が展開される。

課題：

- ・ 現在、世界中で日本語はおよそ何人くらいの人によって学ばれているのでしょうか。
- ・ また、日本国内の日本語学習者は何人くらいいるのでしょうか。
- ・ 日本語教育の歴史は、いつごろからはじまったのでしょうか。

- 近年「生活者としての外国人」に対する日本語教育が議論されているようですが、それまで外国人は「生活者」としてみなされていなかったのでしょうか。
- 『生活者としての外国人』に対する日本語教育にはどのような問題点がありますか。
- カミンズらによって提唱された「生活言語」と「学習言語」の差異は何ですか。
- 『外国につながる子どもたち』に対する日本語教育にはどのような問題がありますか。また、どのような可能性を秘めていますか。
- 海外に日本語を普及する意味について考えてみましょう。

8. 多言語能力と外国語産業

8.1. はじめに

近年、多言語化が進む日本で、外国語をめぐる様々なニーズや課題については「英語」ばかりでなく「英語以外の言語」をも含めて考察しなければならないということが確認される。

8.2. 日本における言語能力のニーズ

経済の観点からの外国語能力の必要性が、「ビジネス場面における言語—グローバル人材との関わり」において議論される。そこでも、単に英語能力が問われているのではなく、BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）やVISTA（ベトナム、インドネシア、南アフリカ、トルコ、アルゼンチン）といった新興国の言語の必要性が指摘されている。在住外国人とのコミュニケーションと言語—日本における多言語の視点からでは、最近、外国人をみかけることが多くなってきているので、日本における外国人にもさまざまな情報を提供しなければならない、と指摘する。さらに、「インターネット」と「マスメディア」における多言語需要では、かつては英語が支配的であったのに、現在では英語の情報量としての割合が低下してきている傾向が述べられている。観光と言語では、観光も重要なファクターであることが確認され、訪日外国人旅行者の具体的なデータが示される。

8.3. 日本人の外国語能力と外国語産業

英検をはじめとするさまざまな言語能力検定試験と資格試験が紹介され、主としてそれらの言語の検定試験の受験者数の現状が述べられる。また、外国語学習と外国語産業でも、外国語能力をつけるためにどのくらいのお金が使われているかが記述される。

8.4. おわりに—資産としての外国語

課題：

- ・ 第二次世界大戦後、日本の教育において英語が重要になったのはどうしてでしょう。
- ・ BRICs や VISTA とはどこの国で、それらの国ではどんな言語が用いられていますか。
- ・ 外国語を学ぶ動機としては、経済的な動機しかないのでしょうか。
- ・ 日本人は、もっと近隣のアジア諸国の言語を学んだほうがよいと思いますか。
- ・ 資格をとれば、その言語が使えるようになると思いますか。

9. 言語接触と言語混交

9.1. ことばの接触

社会的背景では、言語と言語が接触する理由や形態はさまざまであることを確認し、言語と言語が接触した場合には、それらの言語が何らかの形で混交するという。その場合、いわゆる言語と言語ばかりではなく、方言と方言のように、言語変種と言語変種が接触し、混交することがある。続いて、個人レベルで見られる言語混交の形態と言語体系レベルで見られる言語混交の形態がわけられ、個人のレベルではフォリナー・トーク、中間言語、コード切り替え、そして社会のレベルでは、借用語、ピジン、クレオール、混合言語について体系的な記述がなされる。さまざまな例を散りばめながら、興味深い記述を展開する。

9.2. 個人レベルで見られる言語混交の形態

フォリナー・トークとは母語話者が外国人に向かって使う「簡略された言語使用」である。中間言語とは、非母語話者が話す言語体系のことであり、様々な種類の誤用を含むものである。コード切り替えは、ある会話において、一つの言語変種から他の言語変種に切り替える言語行動を指す。

9.3. 言語体系レベルで見られる言語混交の形態

借用語は、単語のレベルで、ある言語変種から他の言語変種へと入っていくものであり、ピジンというのは、お互いの言語が理解できない者同士が第三の言語を長年使うと生じる単純化された言語である。コミュニティ言語として使われているピジンが子どもの母語として習得されると、それが複雑化して新たな言語変種として生まれ変わるので、クレオールと呼ぶ。さらに、ピジンのような単純化も、クレオールのような文法体系の再構築もなく、入り混じったようなケースを混合言語と呼ぶ、といった、社会言語学の専門用語について解説する。

9.4. まとめ

課題：

- ・ フォリナー・トークとは何ですか、その具体例を想像してみてください。
- ・ 中間言語とは何ですか、具体的な特徴をあげてください。
- ・ 借用語とは何ですか、日常会話で使われている具体例をあげてください。
- ・ ピジンとは何ですか、かつて実際に使われていたピジン日本語の具体例をあげてください。
- ・ クレオールとは何ですか。現代でも使われている日本語クレオールはどこで使われているでしょうか。その具体的な文法事項をあげてください。
- ・ 混合言語とは何ですか。日本で使われている混合言語の具体例をあげてください。

10. エスニック・メディアー移民の言語活動とメディア

10.1. エスニック・メディアとは一媒体の種類と機能

エスニック・メディアの定義のあと、その発展の歴史、媒体の種類、そして機能の説明がなされる。その機能とは、①生活情報の提供、②政治経済文化情報の提供、③相互扶助の促進、④異文化コミュニケーションの促進、⑤エスニック・アイデンティティ、政治的主張の表明である。その後、エスニック・メディアの具体例が、在日コリアン、在日中国人、そして在日フィリピン人を例にして記述される。

10.2. 在日コリアンのエスニック・メディア

在日コリアンの歴史が100年以上あることを確認し、1910年の「韓国併合」により日本の植民地支配とエスニック・メディアと関連し様々な問題が生じたことが述べられる。その後、戦後の在日コリアンのエスニック・メディアの具体例が示される。

10.3. 在日中国人のエスニック・メディア

華僑華人社会と中国語メディアの関連につづき、在日中国人のエスニック・メディアー老華僑と新華僑に関する解説をおこなう。在日中国人に関しては、老華僑と新華僑の区別が大切であり、それぞれ利用言語や機能が異なる点が強調される。すなわち、現在では老華僑向けのエスニック・メディアは日本語を用いることが多く、新華僑向けメディアはおもに中国語を用いている。ただし新華僑向けメディアの場合も、その発行趣旨と機能によっては日本語も併用することが少なくない。

10.4. 在日フィリピン人のエスニック・メディア

エンターテイナーとして若年時に来日した女性が多いこと、そしてその多くが日本人男性と結婚しており、居住地が分散しているという特徴が示される。そのような特徴はエスニック・メディアにも影響を及ぼしていることが指摘される。

10.5. 新たなメディアへの進出ーエスニック放送とインターネット媒体

エスニック・メディアの別の形態、すなわち放送とニューメディアによる情報伝達のあり方について取り上げる。

10.6. エスニック・メディアと日本社会の多言語化

多言語社会日本について考える際に、エスニック・メディアの歴史が、その多様性を如実に物語っているにもかかわらず、そのことが、あまり私たちに意識されてこなかった、という点は注目にあたいする。

課題：

- ・ エスニック・メディアはどのように定義されていますか。
- ・ エスニック・メディアには、どのような種類のものがありますか。
- ・ エスニック・メディアの役割、もしくは機能とは、どのようなことでしょうか。
- ・ エスニック・メディアの具体例としては、どのようなものがありますか。
- ・ 日本のエスニック・メディアを調べることで、どのようなことがわかるのでしょうか。

11. 言語福祉という視点－情報弱者を生まないために

11.1. 言語福祉の必要性

言語福祉とは何かを考えるために、「外来語の氾濫」をどう見るかを例にとり、氾濫の被害が、日本語そのものに及ぶと考える「伝統重視」の立場と、日本語を使う人たちに及ぶと考える「機能重視」の立場があることを指摘し、ここで重要なのは、日本語を使う人たちのコミュニケーション阻害を問題視する「機能重視」の立場であることを確認する。社会の民主的な運営のためには、「情報弱者」を生まないことが肝要であり、「だれもが分かる言葉を皆が使う」という認識の共有が大切であるが、学術の世界が高度に専門化している現代社会では、難解な専門用語がしばしば必要な情報の共有を妨げる原因となっていることを指摘し、専門家と非専門家の橋渡しを実践することの必要性を訴える。

11.2. 言語福祉の実践例

「ロードプライシング」という一般の理解度がきわめて低い外来語を例に、わかりにくい外来語をわかりやすくするには、“言葉の補助輪”、すなわち「言い換え」と「言い添え」が有効であることを具体的に示す。次に、「インセンティブ」や「インフォームドコンセント」を例に、“補助輪”の場面による使い分けも効果的であり、「よそ行き」と「ふだん着」の言い換えがあつてよいことを示す。さらに、「寛解」という医療用語を例に、難解な専門用語を手なずけるにはどうしたらよいのかを検討し、状況によって「まずこれだけは」「少し詳しく」「時間をかけてゆっくりと」という三段構えの説明をすることが、相手に無理なく伝えるうえで有効であることを示す。

11.3. 言語福祉から見た課題

情報化・国際化（グローバル化）・専門化の著しい現代社会では、情報弱者を生まないための「言語福祉」の考え方がきわめて重要であり、専門家と非専門家のコミュニケーションの適切化が重要課題の一つであることを指摘する。「言葉の補助輪」がその際に有用な必須の知恵であることも再度確認する。

課題：

- ・ よく耳にするけど、実はあまり意味がわかっていないような、さまざまな単語を思い浮かべてみましょう。
- ・ この本の中にも、わかりにくい単語や表現はあつたのではないのでしょうか。それは何ですか。
- ・ そもそも、ある単語や表現がわかるとか、わからないとかというのは、どういうことなのでしょう。
- ・ 本章に書かれていたことは、移民の言語の問題とは直接関係がないように見えますが、本当にそうでしょうか。もし関係があるとすれば、どんな点だと思えますか。

議論・発表の対象

- ・ よく耳にするけど、実はあまり意味がわかっていないような、さまざまな単語をあつめ、それぞれに対して、どんな説明をしたらわかりやすくなるか、議論し、その具体例を発表してみましょう。

12. 言語意識とコミュニケーション

12.1. 「外国人」のイメージと実態

「日本に住んでいる外国人には、どこの国の人が多いと思いますか？」—本章の筆者の経験によると、初回の授業でこの質問を受講生に尋ねると、毎回例外なく、60%以上が「アメリカ人」をベスト3に入れます（2006年～2013年で計608人のうち368人）。もし、ご担当のクラスでも同様な傾向が見られたら、「外国人」のイメージと在日外国人の実態とのギャップとその原因について議論できます。「外国人の実態」についての情報はクイズ形式で提供するか、学生自身に調べてもらうか、様々な方法が考えられます。ここでは参考のためにデータの一例を記載します（出典：法務省入国管理局統計 <http://www.immi-moj.go.jp/toukei/index.html>）。

外国籍住民（「在留外国人」）の主な出身地（上位5カ国、2012年末現在）：総数2,033,656人、中国652,555人、韓国・朝鮮530,046人、フィリピン202,974人、ブラジル190,581人、ペルー49,248人。**上位3カ国の出身者の主な在留資格**（2012年末現在）：〈中国〉永住者29%、留学18%、技能実習17%、〈韓国・朝鮮〉特別永住者71%、〈フィリピン〉永住者52%、定住者20%、日本人の配偶者16%（ここでは「旧来外国人」（「オールドタイマー」）と「新来外国人」（「ニューカマー」）について説明する必要があります）。**2012年に訪日した外国人観光客**：総数5,221,032人、韓国27%、台湾25%、中国（香港を含む）21%など。

12.2. 日本における「外国人とのコミュニケーション」

日本での外国籍住民とのコミュニケーションはほとんど日本語で行われているにもかかわらず、国内における「外国人とのコミュニケーション」を英語の使用と結びつける人が少なくありません。ご担当のクラスの学生の経験と意識はいかがでしょうか。課題a)の「過剰適応」についてですが、例えば、障害をもっている人や高齢者とのコミュニケーションが挙げられます。

12.3. 日本語は難しい!?

12.4. 豊かな言語意識、豊かなコミュニケーション

ここまでの情報および議論と、学生の「言語意識」との関連を認識させてみます。このことを踏まえ、日本の言語教育政策のいくつかの問題と課題を取り上げ、ディベート形式をとりながら学生の意見をまとめてみます。

課題：

すでに本文に組み入れているため、ここでは省略します。

13.言語差別とは何か

13.1 差別とは何か

差別や偏見は、希望や夢などと同じく抽象的な概念であるため自分とは関係ない「もの」として取り上げ、そのまま忘れ去ることもできてしまう。ところが、差別や偏見、ステレオタイプは日常的に存在しており、多かれ少なかれ自分と関係する「こと」でもある。そのことを確認するため、本章では、まず筆者自身の差別の経験を伝えることで、この問題と向き合うように導入される。当然のことながら、差別は、差別する側とされる側があるので、そのどちらの立場にもなりえることが述べられる。

13.2 言語差別とは何か

言語差別というと、差別語の問題が思い浮かぶが、ここではむしろ、ある特定の言語を使うこと自体が、ある特定の人々にとって差別になるという。本章でとりあげているのはリテラシー、言語の地位の格差、そして標準語と方言の問題である。言語を道具とした差別としては、無意識的な差別、差別のつもりではなくても差別になってしまうような差別を取り上げる。学生同士で議論させる場合、なかなか本当のことや、自分自身の経験は語れないかもしれないが、他の類似した、そして具体的な例を思い出してもらい、それについて議論することも可能ではないかと思われる。

13.3 言語差別はなくせるか

以上の記述をふまえ、言語差別の仕組みについて考えてもらい、それらを克服するためにはどうしたらよいか、グループ単位で議論し、それを発表してもらうような形が考えられる。外国人に対する差別、障害者に対する差別、ホームレスの人々に対する差別、同和問題などがテーマになると思われる。

課題：

本章には、七つの質問があります。それらの質問が、課題になると思います。

- ① あなたは、差別されたことがありますか？もし、あったらそれはどういうものでしたか？
- ② あなたは、差別をしたことがありますか？もし、あったらそれはどういうものでしたか？
- ③ 差別と区別は、どう違うのでしょうか？具体的に考えてみましょう。
- ④ ここまでの記述で言語差別がなされていたでしょうか？なされているとしたら、それはどんなことですか？具体的に挙げてみてください。
- ⑤ なぜ、英語は世界語の地位を保っているのでしょうか？英語の母語話者が一番多いからでしょうか？
- ⑥ あからさまな差別表現を用いなかったとしても、差別という行為が行われているケースがあるとしたら、それはどんなものなのでしょうか？
- ⑦ 言語差別はなくせるのでしょうか？あるいは、減らすことができますか？そのために、私たちはどういう行動をしたらよいのでしょうか？

14.言語コミュニティ

14-1 中国系コミュニティ

コミュニティの由来と構成
言語能力と言語使用

母語教育と母語保持
移民言語としての中国語の役割

14-2 コリアンコミュニティ

コリアンコミュニティの形成
在日コリアンの言語生活

在日コリアンの言語使用
まとめ

14-3 ブラジル人コミュニティ

コミュニティの概要
ポルトガル語教育
ブラジルの成長が鍵

言語状況
ポルトガル語のポテンシャル

14-4 フィリピン人コミュニティ

在日フィリピン人の言語使用
公立学校でのフィリピン語指導

フィリピン語の教育
資源としての英語

14-5 スペイン語コミュニティ

スペイン語コミュニティの形成
子どもたちへの言語学習支援

子どもたちの言語生活

14-6 ベトナム人コミュニティ

日本のベトナム人コミュニティ
拡散するベトナム人コミュニティ

多様なベトナム語能力とコミュニケーション

14-7 アイヌ語

アイヌ語をめぐる歴史
アイヌ語のメディア、学習運動

アイヌの人々とアイヌ語
アイヌ語の地位

14-8 琉球

14-9 日本手話

日本手話とは？
社会における日本手話
日本手話の今後

母語話者
ろう文化

15.関連トピック

15-1 日本の移民政策

- 「移民政策」と「出入国管理政策」
- 移民受け入れ方針の展開
- 多文化共生社会をつくる移民政策とは？

15-2 グラフに見える／見えない、移民の動態

- 国勢調査と人口ピラミッド
- 定住型コミュニティ
- 出稼ぎ労働者
- 女性の出稼ぎ
- 見えない動態—移住者のコミュニティ

15-3 中華学校

- はじめに
- 中華学校に通う子どもの多様化
- 特色あるカリキュラム
- 中華学校のこれから

15-4 朝鮮学校

- 民族教育のはじまり
- 朝鮮語の継承・維持の拠点として
- 各種学校であるところに立ちはだかる困難

15-5 ブラジル人学校

- 学校の日
- ブラジル人学校のかかえる問題

15-6 夜間中学

- 夜間中学って
- 夜間中学で学ぶ人たち

15-7 日本語学校

15-8 司法通訳

- 法廷通訳
- 言語弱者としての少数言語話者・方言話者

15-9 多言語日本と移民文学

15-10 多言語景観

- 多言語景観と多言語表示
- 日本各地の多言語表示と見かた
- 多言語表示の意味するもの